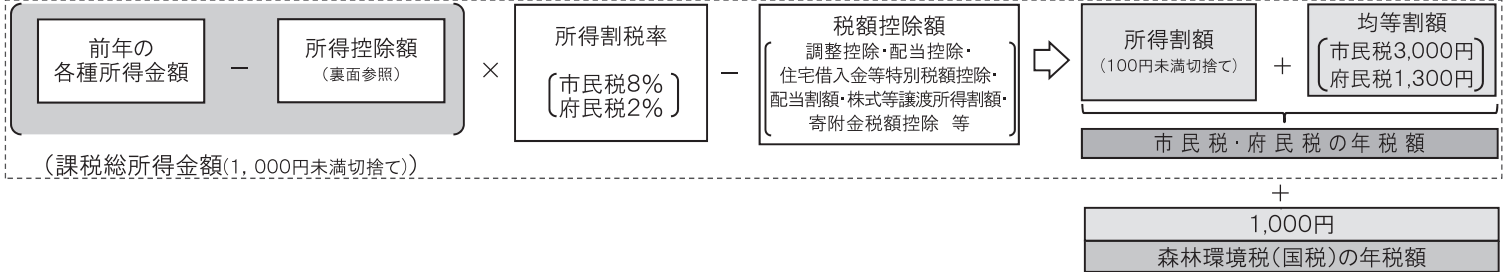


税額の計算方法（総合課税）

市民税・府民税の税額の計算方法を図に表すと、次の枠内になります。



申告に必要となる書類

項番	必要書類	説明
1	令和7年度分 市民税・府民税 申告書	申告書に必要事項を記入してください。
2	令和6年中の収入や必要経費などがわかる書類	●給与所得の源泉徴収票（源泉徴収票がない場合は給与明細や支払証明書など） ●公的年金等の源泉徴収票 ●その他、所得金額の計算に必要な収入金額・必要経費がわかる書類
3	令和6年中に支払った各種控除に必要な領収書、証明書など	●社会保険料控除…健康保険料等は領収書など、国民年金保険料・国民年金基金の掛金は控除証明書 ●生命保険料控除・地震保険料控除…保険会社等が発行する控除証明書 ●障がい者控除…障がいの種別・等級(程度)がわかる各種手帳や、障がい者控除対象者認定書(各区保健福祉センター交付)など ●医療費控除…医療費控除の明細書(医療費通知や領収書をもとに、ご自身で作成してください。) (注)医療機関等の領収書は添付しないでください。 (注)明細欄の記入を省略する場合は、健康保険者組合等の医療費通知(原本)の添付が必要です。 ●寄附金税額控除…寄附先の団体などから交付された寄附金の受領証など
4	個人番号(マイナンバー)の確認書類 〔個人番号を記入する場合のみ、 右のいずれかの書類の写しを添付〕	●マイナンバーカード ●通知カード(または個人番号が記載された住民票の写し)および顔写真付き証明書(運転免許証、パスポート、障がい者手帳等) (注)通知カードは氏名、住所等の記載事項に変更がないものまたは正しく変更手続きが取られているものに限りです。 その他の確認書類については、お住まいの区を担当する市税事務所市民税等グループまでお問い合わせください。

申告に関する留意事項

■株式等の配当所得等または譲渡所得がある方

①上場株式等の特定配当等所得および特定株式等譲渡所得について

上場株式等の配当所得等および譲渡所得のうち、所得税の源泉徴収(税率15.315%)とあわせて道府県民税配当割および道府県民税譲渡所得割が特別徴収(税率5%)されるものを、それぞれ特定配当等所得および特定株式等譲渡所得といいます。

特定配当等所得および特定株式等譲渡所得については、申告は不要ですが、所得控除等の適用を受けるために、総合課税または分離課税を選択して申告することができます。**ただし、総合課税または分離課税を選択して申告する場合は、所得税の確定申告書において申告する必要があります(市民税・府民税で異なる課税方式を選択することはできません。)**

●特定配当等所得・特定株式等譲渡所得に対する課税方式

特定配当等所得・特定株式等譲渡所得については、それぞれ次のいずれかの課税方式を選択できます。

なお、申告された場合、特別徴収された道府県民税配当割額に相当する額および道府県民税株式等譲渡所得割額に相当する額を所得割額から税額控除し、控除しきれない額は均等割額または市税未納税額に充当もしくは還付されます。また、申告された特定配当等所得および特定株式等譲渡所得は、総所得金額および合計所得金額に算入され、扶養控除・配偶者控除の適用や非課税判定に影響するほか、国民健康保険料等の算定など他の制度に影響する場合がありますので、**ご注意ください。**

・特定配当等所得に対する課税方式…申告不要・総合課税・分離課税のいずれかを選択できます。

・特定株式等譲渡所得に対する課税方式…申告不要・分離課税のいずれかを選択できます。

詳しくは、大阪市ホームページ(「大阪市 課税方式の選択」で検索)をご確認ください。

②一般株式の配当・大口株主が受ける上場株式等の配当(所得税源泉徴収税率が20.42%のもの)

道府県民税配当割として特別徴収されず、総合課税の対象となりますので申告が必要です。(注)大口株主分…発行済株式数の3%以上に相当する数または金額の株式等を保有するもの

■事業税を申告される方

事業税は、事業の種類により税率が異なります。また、非課税の事業もありますので、次の(1)または(2)に該当する方は、「非課税所得など」欄に、該当する番号とその所得金額を記入してください。なお、他の都道府県に事務所等がある方は、「他都道府県の事務所等」欄にチェックを入れてください。

(1)複数の事業を兼業している方で、そのうち次に掲げる事業から生ずる所得がある場合

- ①畜産業(農業に付随して行うものを除く。)
②水産業(小規模な水産動植物の採捕の事業を除く。)
③薪炭製造業から生ずる所得、
④あん摩、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業から生ずる所得(両眼の視力を喪失した方その他両眼の視力0.06以下の方が行うものを除く。)、
⑤装飾師業から生ずる所得

(2)次に掲げる所得(非課税所得)がある場合

- ⑥林業から生ずる所得、
⑦鉱物掘採事業から生ずる所得、
⑧社会保険診療報酬にかかる所得、
⑨外国での事業にかかる所得(外国に有する事務所等で生じた所得)、
⑩地方税法第72条の2に定める個人の行う事業に該当しないものから生ずる所得

令和7年度から実施される主な税制改正

■定額減税

令和6年度個人住民税において減税が実施されていますが、「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者※」の情報は、納税義務者からの申告がない限り把握できないことから、「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」がいる方については、令和7年度個人住民税所得割額から1万円の減税を実施します。

※納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超で、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円以下の者。

令和7年度分

市民税・府民税 申告の手引き

日頃より、大阪市税務行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
市民税・府民税は、様々な行政サービスを提供するための財源として、広く市民の皆さまにご負担いただく大切な税金です。
市民税・府民税の申告が必要な方は、申告期限までに申告してください。郵送または大阪市行政オンラインシステムによる申告をお願いします。

申告の必要がある方

令和7年1月1日現在、大阪市内にお住まいで、令和6年中(1月1日～12月31日)に所得があり、次のいずれかに該当する場合は申告が必要です。

①営業等・不動産・配当による収入(所得)や、その他の収入(所得)があった場合 (注)各種所得の詳細は裏面「収入(所得)の種類」欄をご確認ください。

【収入(所得)の例】

- 個人事業による所得や、事業でない程度(副業等)の報酬(原稿・作曲・デザイン・講演料等)などによる所得があった場合
- 個人取引(インターネットやフリーマーケット等)による生活用以外の資産(衣服・雑貨・家電等)の売買、自家用車・個人の空き部屋などの資産の貸付け、人的役務の提供(ベビーシッターや家庭教師等)やインターネット広告などによる所得があった場合
- FXによる差益やビットコインをはじめとする暗号資産の売却等による所得があった場合
- 一般株式の配当、大口株主が受ける上場株式等の配当(所得税の源泉徴収税率が20.42%のもの)による所得があった場合
- 生命保険・損害保険契約に基づく年金、一時金や満期返戻金があった場合
- 国や地方公共団体(府・市)、その他の団体から手当や補助・給付金を受けた場合(非課税規定のあるものを除きます。)

②会社等にお勤めで給与収入(所得)があった方で、次のいずれかに該当する場合 (注)パート・アルバイトの方を含みます。

- 給与収入のほかに、上記①の各種所得があった場合(上記①の各種所得の合計額が20万円を超える場合は所得税の確定申告が必要です。)
 - 令和6年中に会社等を退職された場合
 - 勤務先から大阪市内に給与支払報告書が提出されていない場合(勤務先に提出状況をご確認ください。)
 - 医療費控除、寄附金税額控除などの控除を受ける場合
- (注)勤務先で所得税の年末調整をされていない場合や、控除の追加により所得税の還付を受ける場合は、所得税の確定(還付)申告が必要です。

③公的年金等を受給されている方で、次のいずれかに該当する場合

- 公的年金等収入のほかに、上記①の各種所得があった場合(上記①の各種所得の合計額が20万円を超える場合は所得税の確定申告が必要です。)
 - 還付される所得税がない場合など、市民税・府民税だけで生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者特別控除、医療費控除、寄附金税額控除などを申告する場合
- (注)公的年金等の収入金額が400万円以下の方で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告が不要です。
ただし、公的年金等から所得税が源泉徴収されている方で、所得税の還付を受ける場合は、所得税の確定(還付)申告が必要です。

〈給与または公的年金等以外の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要ですが、市民税・府民税の申告は必要です。〉

(注)分離課税の所得等がある方は、お住まいの区を担当する市税事務所市民税等グループまでお問い合わせください。

(注)市民税・府民税の申告をされた方は、事業税の申告をする必要はありません。

(注)申告がない場合は、後日、所得状況等の調査を行う場合があります。

申告の必要がない方

■所得税の確定申告書を提出された方

■給与収入(所得)のみで、勤務先から大阪市内に給与支払報告書が提出されている方(勤務先に提出状況をご確認ください。)

■公的年金等収入(所得)のみで、その他に所得がない方(上記③に該当する方は申告が必要です。)

■前年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下である方(市民税・府民税が非課税となる方)

- 扶養親族等(同一生計配偶者を含む)がいない場合…35万円＋10万円(給与収入の場合、年収100万円)
- 扶養親族等(同一生計配偶者を含む)がいる場合…35万円×(本人＋同一生計配偶者＋扶養親族)の人数＋21万円＋10万円

市民税・府民税の種類・税率と納税義務がある方

市民税・府民税は、広くご負担いただく「均等割」と前年の所得金額に応じてご負担いただく「所得割」があり、それぞれの税率と納税義務がある方の要件は、次のとおりです。

種 類	税 率(額)		納税義務者(基準日:1月1日現在)	
	市民税	府民税	市内にお住まいの方	市内に事務所、事業所または家屋数がある方で、その区内にお住まいでない方
均等割※	3,000円	1,300円	○	○
所得割	8%(総合課税分)	2%(総合課税分)	○	—

※大阪府では、森林や都市の緑の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備として実施する災害の防止および暑熱環境の改善にかかる施策に必要な財源(森林環境税)を確保するため、大阪府条例の規定により、平成28年度から令和9年度までの12年間、個人府民税の均等割額に300円を加算しています。

【市民税・府民税が課税されない方】

- 1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 1月1日現在、障がい者・未成年者・寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下である方(給与収入の場合:年収2,043,999円以下)
- 前年の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下である方
- ・扶養親族等(同一生計配偶者を含む)がいない場合…35万円＋10万円(給与収入の場合、年収100万円)
- ・扶養親族等(同一生計配偶者を含む)がいる場合…35万円×(本人＋同一生計配偶者＋扶養親族)の人数＋21万円＋10万円

森林環境税（国税）

令和6年度から、森林環境税(国税)が創設され、市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収を行います。

- 納税義務者:日本国内に住所を有する個人

- 税率:年額1,000円

※市内に事務所、事業所又は家屋数がある方で、その区内にお住まいでない方については、森林環境税は課税されません。

【森林環境税が課税されない方】

上記、市民税・府民税が課税されない方と同じです。

収入(所得)の種類

収入(所得)金額等の内容については、下記をご確認のうえ記入してください。

- 収入金額(ア～サ)…令和6年中に収入が確定した金額
- 必要経費等…その収入を得るために支出した費用(生活費などは含まれません)
- 所得金額(①～⑨)…収入金額からそれぞれの必要経費等を差し引いた金額
(注)分離課税の所得等がある方は、お住まいの区を担当する市税事務所市民税等グループまでお問い合わせください。

1 収入金額等、2 所得金額

記入欄 所得の種類	収入(所得)の内容	必要経費等
事業 ア・① 営業等 イ・② 農業	卸売・小売・飲食・製造・建設・サービス業、芸術・芸能業、医業、介護士等、大工、家内労働者、各種外交員、その他自由業など、個人の事業から生ずる所得 (農業・不動産の事業から生ずる所得を除く)	●収入を得るために支出した費用 (生活費・所得税・住民税等を除く)
	農作物の生産、果樹栽培、家畜の育成などから生ずる所得	●専従者控除(給与)額 ●青色申告特別控除額
ウ・③ 不動産	アパート、マンション、ガレージ、貸家、貸地などから生ずる所得	
エ・④ 利子	預貯金の利子など (国内源泉分離課税分は申告不要)(注)国外の預金の利子等は申告が必要です。	なし
オ・⑤ 配当	株式等 法人から受ける剰余金・利益の配当や剰余金の分配など (注)一般株式の配当、上場株式等の大口株主分は申告が必要です。(本書表面「申告に関する留意事項」参照)	株式等を取得するための 借入金負債利子
	その他のもの 証券投資信託の収益の分配金など	なし
カ・⑥ 給与	給与(賞与)、賞金などの所得でパート・アルバイトなどの収入を含みます。(税金などを差し引く前の支払総額) (注)源泉徴収票の添付または提示にご協力ください。	下記の速算表等により 所得金額を計算※
雑 キ・⑦ 公的年金等 ク・⑧ その他のもの	公的年金(厚生年金、国民年金、各共済組合の年金)、恩給など (注)源泉徴収票の添付または提示にご協力ください。	下記の速算表により 所得金額を計算
	生命(損害)保険契約に基づく年金、事業でない程度原稿・作曲・デザイン等の報酬、著作権の使用料、講演料、F X (金融商品取引法に規定する店頭デリバティブ取引に該当しない取引)、インターネット広告料(アフィリエイト等)、シルバー人材センターからの配分金、国や地方公共団体(府・市)その他の団体から受ける手当・補助(給付)金(非課税規定のあるものを除く)など	収入を得るために支出した費用 (個人年金などは掛金)
総合課税一時 ケ・コ・⑨ 総合譲渡 サ・⑩ 一時所得	土地・建物、株式・公社債等以外の資産の譲渡により生ずる所得 (営業権、自動車、船舶、機械器具、ゴルフ会員権の譲渡など) ●短期…取得後5年以内の譲渡 ●長期…取得後5年超の譲渡	●各資産の取得・譲渡費用 ●特別控除額(上限50万円)
	生命(損害)保険契約等に基づく一時金・満期返戻金や解約による保険金、賞金、懸賞当せん金、競馬、競輪等の払戻金、法人から贈与を受ける金品、遺失物拾得の報労金などの一時金	●収入を得るために支出した費用 ●特別控除額(上限50万円)

※ 所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合は、速算表により計算した給与所得の金額からそれらの控除額を差し引いたものが給与所得の金額となります。
特定支出控除の適用を受けようとする方は、お住まいの区を担当する市税事務所市民税等グループまでお問い合わせください。

■給与所得金額の速算表

給与等の収入金額(年間合計)	給与所得の金額
551,000 円未満	0 円
551,000 円以上 1,619,000 円未満	収入金額－550,000 円
1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	1,069,000 円
1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	1,070,000 円
1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	1,072,000 円
1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	1,074,000 円
1,628,000 円以上 1,800,000 円未満	収入金額÷4,000※×4,000×60%+100,000 円
1,800,000 円以上 3,600,000 円未満	収入金額÷4,000※×4,000×70%—80,000 円
3,600,000 円以上 6,600,000 円未満	収入金額÷4,000※×4,000×80%—440,000 円
6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	収入金額×90%—1,100,000 円
8,500,000 円以上	収入金額—1,950,000 円

※収入金額÷4,000は、小数点以下を切り捨てて計算します。
(例) 給与等の収入金額の合計額が1,641,200円の場合は次のとおりとなります。
1,641,200 円÷4,000 円(小数点以下切捨て)×4,000 円=1,640,000 円
1,640,000 円×60%+100,000=1,084,000 円(給与所得の金額)

■公的年金等の雑所得金額の速算表

●令和6年12月31日現在、65歳以上の方(昭和35年1月1日以前に生まれた方)の場合

公的年金等の収入金額	公的年金等の雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
330 万円未満	収入金額—110 万円	収入金額—100 万円	収入金額—90 万円
330 万円以上 410 万円未満	収入金額×75%—27 万 5 千円	収入金額×75%—17 万 5 千円	収入金額×75%—7 万 5 千円
410 万円以上 770 万円未満	収入金額×85%—68 万 5 千円	収入金額×85%—58 万 5 千円	収入金額×85%—48 万 5 千円
770 万円以上 1,000 万円未満	収入金額×95%—145 万 5 千円	収入金額×95%—135 万 5 千円	収入金額×95%—125 万 5 千円
1,000 万円以上	収入金額—195 万 5 千円	収入金額—185 万 5 千円	収入金額—175 万 5 千円

●令和6年12月31日現在、65歳未満の方(昭和35年1月2日以後に生まれた方)の場合

公的年金等の収入金額	公的年金等の雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
130 万円未満	収入金額—60 万円	収入金額—50 万円	収入金額—40 万円
130 万円以上 410 万円未満	収入金額×75%—27 万 5 千円	収入金額×75%—17 万 5 千円	収入金額×75%—7 万 5 千円
410 万円以上 770 万円未満	収入金額×85%—68 万 5 千円	収入金額×85%—58 万 5 千円	収入金額×85%—48 万 5 千円
770 万円以上 1,000 万円未満	収入金額×95%—145 万 5 千円	収入金額×95%—135 万 5 千円	収入金額×95%—125 万 5 千円
1,000 万円以上	収入金額—195 万 5 千円	収入金額—185 万 5 千円	収入金額—175 万 5 千円

所得控除の種類・金額

所得控除の内容については、下記をご確認のうえ記入してください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項、4 所得から差し引かれる金額

記入欄 控除の種類		控除の要件等 (令和6年12月31日の現況)	控除額 (控除額の計算方法)																																																
⑩	社会保険料控除	令和6年中にあなたやあなたの扶養親族等の健康保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、国民年金基金等の掛金を支払った場合。(注)国民年金保険料・国民年金基金の掛金の控除適用には控除証明書等が必要です。	支払額全額																																																
⑪	小規模企業共済等掛金控除	令和6年中に小規模企業共済、地方公共団体が行う心身障がい者扶養共済、個人型確定拠出年金などの掛金を支払った場合。 (注)掛金額の証明書等が必要です。	支払額全額																																																
⑫	生命保険料控除	令和6年中にあなたやあなたの扶養親族等を受取人とする生命保険契約等の保険料や、介護医療保険契約等の保険料、個人年金保険契約等の保険料などを支払った場合。 (注)保険会社等が発行する控除証明書が必要です。 (注)控除の対象となる保険料は、支払保険料から配当金や割戻金を差し引いた金額です。 (注)控除額の計算において、算出した金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げて差し支えありません。 (注)それぞれ契約区分に旧契約・新契約の両方の保険料がある場合は、右記の表により旧契約・新契約ごとに控除額を算出し、合計します。その場合の限度額は28,000円です。ただし、旧契約のみで計算した控除額が、合計した控除額より大きくなる場合は、旧契約分のみで計算した控除額を適用することができます。	一般生命保険料分(A旧契約分+B新契約分)+C介護医療保険料分 +個人年金保険料分(D旧契約分+E新契約分)(合計限度額70,000円) ●控除額の計算方法 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>支払保険料額</th><th>控除額</th></tr><tr><td rowspan="3">旧契約</td><td>A 一般生命保険</td><td>15,000円以下</td><td>支払額の全額</td></tr><tr><td>D 個人年金保険</td><td>15,001円～40,000円</td><td>支払額×1/2+7,500円</td></tr><tr><td>平成23年12月31日以前の契約</td><td>40,001円～70,000円</td><td>支払額×1/4+17,500円</td></tr><tr><td rowspan="3">新契約</td><td>B 一般生命保険</td><td>70,001円以上</td><td>35,000円</td></tr><tr><td>C 介護医療保険</td><td>12,000円以下</td><td>支払額の全額</td></tr><tr><td>E 個人年金保険</td><td>12,001円～32,000円</td><td>支払額×1/2+6,000円</td></tr><tr><td colspan="2">平成24年1月1日以後の契約</td><td>32,001円～56,000円</td><td>支払額×1/4+14,000円</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>56,001円以上</td><td>28,000円</td></tr></table>				区分		支払保険料額	控除額	旧契約	A 一般生命保険	15,000円以下	支払額の全額	D 個人年金保険	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円	平成23年12月31日以前の契約	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円	新契約	B 一般生命保険	70,001円以上	35,000円	C 介護医療保険	12,000円以下	支払額の全額	E 個人年金保険	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円	平成24年1月1日以後の契約		32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円			56,001円以上	28,000円													
区分		支払保険料額	控除額																																																
旧契約	A 一般生命保険	15,000円以下	支払額の全額																																																
	D 個人年金保険	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円																																																
	平成23年12月31日以前の契約	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円																																																
新契約	B 一般生命保険	70,001円以上	35,000円																																																
	C 介護医療保険	12,000円以下	支払額の全額																																																
	E 個人年金保険	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円																																																
平成24年1月1日以後の契約		32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円																																																
		56,001円以上	28,000円																																																
⑬	地震保険料控除	令和6年中にあなたやあなたの扶養親族等の地震保険契約等の保険料を支払った場合。 A 地震保険契約 B 長期損害保険契約等 (平成18年12月31日までに締結し、契約変更していない、満期返戻金のある10年以上の契約) (注)保険会社等が発行する控除証明書が必要です。 (注)一つの損害保険契約等が、地震保険契約と長期損害保険契約の両方の契約区分に該当する場合は、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、控除額を計算します。	A地震保険契約分+B長期損害保険契約等分(合計限度額25,000円) ●控除額の計算方法 <table><tr><th>区分</th><th>支払保険料</th><th>控除額</th></tr><tr><td>A</td><td>50,000円以下</td><td>支払額×1/2</td></tr><tr><td>地震保険</td><td>50,001円以上</td><td>25,000円</td></tr><tr><td>B</td><td>5,000円以下</td><td>支払額の全額</td></tr><tr><td>長期損害保険</td><td>5,001円～15,000円</td><td>支払額×1/2+2,500円</td></tr><tr><td></td><td>15,001円以上</td><td>10,000円</td></tr></table>				区分	支払保険料	控除額	A	50,000円以下	支払額×1/2	地震保険	50,001円以上	25,000円	B	5,000円以下	支払額の全額	長期損害保険	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円		15,001円以上	10,000円																											
区分	支払保険料	控除額																																																	
A	50,000円以下	支払額×1/2																																																	
地震保険	50,001円以上	25,000円																																																	
B	5,000円以下	支払額の全額																																																	
長期損害保険	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円																																																	
	15,001円以上	10,000円																																																	
⑭	専業主婦・ひとり親控除	下記の「ひとり親」に該当せず、次のいずれかの要件に該当する場合。(注)住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合は、控除の適用はありません。 ①夫と離婚し再婚していない方で、扶養親族(令和6年中の合計所得金額が48万円以下で、他の者の扶養親族でない方)があり、令和6年中の合計所得金額が500万円以下の場合。 ②夫と死別し再婚していない(または夫の生死が明らかでない)方で、令和6年中の合計所得金額が500万円以下の場合。 現に婚姻をしていない方で生計を一にする子(令和6年中の総所得金額等が48万円以下で、他の者の扶養親族でない子)があり、令和6年中の合計所得金額が500万円以下の場合。(注)住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合は、控除の適用はありません。	26万円																																																
⑮	勤労学生控除	あなたが大学、高等学校等の学生で、令和6年中の合計所得金額が75万円以下(給与収入の場合130万円以下)の場合。 (注)学生証や学校から交付される証明書が必要です。(注)自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合に限ります。	26万円																																																
⑯	障がい者控除	あなたやあなたの扶養親族等が障がい者である場合。(手帳の種別・等級などにより、①特別障がい者 ②普通障がい者に区分されます。)なお、特別障がい者が同居の扶養親族等の場合は、控除額に23万円が加算されます。 (注)障がいの種別・等級(程度)のわかる各種手帳または障がい者控除対象者認定書等が必要です。 ①特別障がい者：身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A(重度)、精神障がい者保健福祉手帳1級など ②普通障がい者：身体障がい者手帳3～6級、療育手帳B(中・軽度)、精神障がい者保健福祉手帳2級以下など	① 30万円 (53万円) ()は同居の場合 ② 26万円																																																
⑰	配偶者控除	あなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者 [※] の令和6年中の合計所得金額が48万円以下の場合。(給与のみの場合は給与収入が103万円以下) ※他の者の扶養親族・事業専従者の場合を除きます。 ①一般(69歳以下)の控除対象配偶者 (昭和30年1月2日以後生まれの方) ②老人(70歳以上)の控除対象配偶者 (昭和30年1月1日以前生まれの方) (注)納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超の場合、配偶者控除の適用はありません。この場合、申告書の「同一生計配偶者」欄に、配偶者の氏名等を記入してください。	<table><tr><td>納税義務者本人の合計所得金額</td><td>900万円以下</td><td>900万円超 950万円以下</td><td>950万円超 1,000万円以下</td></tr><tr><th colspan="2">区分</th><th colspan="2">控除額</th></tr><tr><td>一般</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>老人</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr></table>				納税義務者本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	区分		控除額		一般	33万円	22万円	11万円	老人	38万円	26万円	13万円																													
納税義務者本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																
区分		控除額																																																	
一般	33万円	22万円	11万円																																																
老人	38万円	26万円	13万円																																																
⑱	配偶者別控除	あなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者 [※] の令和6年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合。(給与のみの場合は給与収入が103万円を超え201万6千円未満) ※他の者の扶養親族・事業専従者の場合を除きます。	<table><tr><td>配偶者の合計所得金額</td><td>48万円超 100万円以下</td><td>100万円超 105万円以下</td><td>105万円超 110万円以下</td><td>110万円超 115万円以下</td><td>115万円超 120万円以下</td><td>120万円超 125万円以下</td><td>125万円超 130万円以下</td><td>130万円超 133万円以下</td></tr><tr><th colspan="9">控除額</th></tr><tr><td>900万円以下</td><td>33万円</td><td>31万円</td><td>26万円</td><td>21万円</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td><td>3万円</td></tr><tr><td>900万円超 950万円以下</td><td>22万円</td><td>21万円</td><td>18万円</td><td>14万円</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr><tr><td>950万円超 1,000万円以下</td><td>11万円</td><td>11万円</td><td>9万円</td><td>7万円</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr></table>				配偶者の合計所得金額	48万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下	控除額									900万円以下	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	900万円超 950万円以下	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	950万円超 1,000万円以下	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円
配偶者の合計所得金額	48万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下																																											
控除額																																																			
900万円以下	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円																																											
900万円超 950万円以下	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円																																											
950万円超 1,000万円以下	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円																																											
⑲	扶養控除	あなたと生計を一にする配偶者以外の扶養親族 [※] のうち、令和6年中の合計所得金額が48万円以下の場合。(給与のみの場合は給与収入が103万円以下) ※他の者の扶養親族・事業専従者の場合を除きます。 (注)16歳未満(平成21年1月2日以後生まれの方)の扶養親族については、扶養控除の適用はありません。申告書の「16歳未満の扶養親族」欄に対象者の氏名等を記入してください。	<table><tr><th>区分</th><th>控除額</th><th>該当者</th></tr><tr><td>一般</td><td>33万円</td><td>16歳以上で下記以外の方 (平成21年1月1日以前生まれの方で下記以外の方)</td></tr><tr><td>特定扶養</td><td>45万円</td><td>19歳～22歳の方(平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれの方)</td></tr><tr><td>老人扶養</td><td>38万円</td><td>70歳以上の方(昭和30年1月1日以前生まれの方)</td></tr><tr><td>同居老親等</td><td>45万円</td><td>老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の(祖)父母等と同居している方</td></tr></table>				区分	控除額	該当者	一般	33万円	16歳以上で下記以外の方 (平成21年1月1日以前生まれの方で下記以外の方)	特定扶養	45万円	19歳～22歳の方(平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれの方)	老人扶養	38万円	70歳以上の方(昭和30年1月1日以前生まれの方)	同居老親等	45万円	老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の(祖)父母等と同居している方																														
区分	控除額	該当者																																																	
一般	33万円	16歳以上で下記以外の方 (平成21年1月1日以前生まれの方で下記以外の方)																																																	
特定扶養	45万円	19歳～22歳の方(平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれの方)																																																	
老人扶養	38万円	70歳以上の方(昭和30年1月1日以前生まれの方)																																																	
同居老親等	45万円	老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の(祖)父母等と同居している方																																																	
㉔	基礎控除	あなたの令和6年中の合計所得金額が2,500万円以下である場合。 (注)合計所得金額が2,500万円を超える場合、この控除は受けられません。	<table><tr><th colspan="2">合計所得金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td colspan="2">2,400万円以下</td><td>43万円</td></tr><tr><td colspan="2">2,400万円超 2,450万円以下</td><td>29万円</td></tr><tr><td colspan="2">2,450万円超 2,500万円以下</td><td>15万円</td></tr></table>				合計所得金額		控除額	2,400万円以下		43万円	2,400万円超 2,450万円以下		29万円	2,450万円超 2,500万円以下		15万円																																	
合計所得金額		控除額																																																	
2,400万円以下		43万円																																																	
2,400万円超 2,450万円以下		29万円																																																	
2,450万円超 2,500万円以下		15万円																																																	
㉕	雑損控除	令和6年中にあなたやあなたの扶養親族等が災害・盗難・横領などにより生活用資産等に損害を受けた場合。 (注)警察の盗難届、消防署の罹災証明、災害関連支出の金額の領収書等が必要です。	次のいずれか多い方の金額 ①差引損失額 [※] —(総所得金額等の10%) ②差引損失額 [※] のうち災害関連支出の金額—5万円 ※差引損失額=損失額—保険金等による補てん額																																																
㉖	医療費控除	令和6年中にあなたやあなたの扶養親族等の医療費を支払った場合。 (注)医療費の明細書を作成のうえ添付が必要です。(医療機関等の領収書は添付しないでください。)	(支払った医療費—保険金等による補てん額) — (〔総所得金額等の5%〕と10万円のいずれか少ない金額) (限度額200万円)																																																
㉗	セルフメディケーション税制	令和6年中にあなたが、健康への一定の取組を行い、あなたやあなたの扶養親族等のスイッチOTC医薬品購入費を支払った場合。(領収書の添付は不要です。)	(支払ったスイッチOTC医薬品購入費—保険金等による補てん額) —1万2千円 (限度額8万8千円)																																																